

等級及び職制上の段階ごとの職員数

令和8年4月1日現在

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	事務員、書記の職務	143	24.3	事務員 書記 技術員 技手 保健師 保育士 児童指導員	15 66 0 12 8 40 2	197	33.5	係員級
2級	主事の職務	54	9.2	主事 技師 保育士 児童指導員 看護師	34 9 8 3 0			
3級	係長、主査の職務	91	15.5	主査 係長 主任保育士 主任児童指導員 保育士 児童指導員 看護師	36 37 7 5 2 3 1	91	15.5	係長級
4級	主任主査の職務	102	17.3	主任主査 主任保育士 主任児童指導員 看護師	96 2 3 1	235	40.0	課長補佐級
5級	課長補佐の職務	133	22.6	課長補佐 西部支所長 児童発達支援センター所長 保育園長 主任保育士 主任児童指導員 養護職員	116 1 1 8 1 5 1			
6級	課長、主幹の職務	55	9.4	課長 会計管理者 洞戸事務所長 板取事務所長 武芸川事務所長 武儀事務所長 上之保事務所長 関商工高等学校事務長 議会事務局次長 主幹 文化財保護センター所長 洞戸・板取診療所事務長 清掃事務所長 中池公園事務所長 学校給食センター事務長 監査委員事務局長	30 1 1 1 1 1 1 1 1 11 1 1 1 1 1 1	55	9.4	課長級
7級	部長の職務	10	1.7	市長公室長 部長 教育委員会事務局長 議会事務局長 次長	1 6 1 1 1	10	1.7	部長級
合計		588	100.0					

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	土木工手、水道工手、技能手、 運転手、寮母、調理員、用務員、 清掃員等(以下これらを「技能労 務職員」という。)の職務	7	17.5	水道工手 運転手 調理員 用務員 校務員	2 5 0 0 0			
2級	土木技手、水道技手、営繕技 手、運転技手及び相当の技能又 は経験を必要とする技能労務職 員の職務	17	42.5	水道技手 運転技手 用務員 校務員	11 6 0 0			
3級	主任土木技手、主任水道技手、 主任営繕技手、主任運転技手及 び高度な技能又は経験を必要と する技能労務職員の職務	5	12.5	主任水道技手 主任運転技手 校務員 用務員	0 3 1 1			
4級	特に高度な技能又は経験を必要 とする主任土木技手、主任水道 技手、主任営繕技手、主任運転 技手及びその他の技能労務職 員の職務	11	27.5	主任水道技手 主任運転技手	8 3			
合計		40	100.0					

教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の実習教諭、実習助手 の職務	16	21.3	実習教諭 実習助手 常勤講師	0 5 11			
2級	高等学校の教諭の職務	55	73.3	教諭 実習教諭	54 1			
3級	高等学校の副校長、教頭の職務	3	4.0	副校長 教頭	1 2			
4級	高等学校の校長の職務	1	1.3	校長	1			
合計		75	100.0					

医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0		0			
2級	高度の知識経験を必要とする医 療業務を行う職務	0	0.0		0 0			
3級	相当高度の知識経験を必要とす る医療業務を行う職務	1	50.0	歯科医師	1			
4級	極めて高度の知識経験を必要と する医療業務を行う職務	0	0.0		0			
5級	診療所長の職務	1	50.0	所長	1			
合計		2	100.0					